

がん医療の充実強化について

【文部科学省・厚生労働省】

提案・要望の内容

昨年度施行された「がん対策基本法」の趣旨に沿って、下記の項目につき、一層の充実強化を図ること。

- 1 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師・看護師等の医療従事者の養成が確実にされるよう十分な予算を確保し、地域の実情に応じた研修体制を充実すること。
- 2 国立大学法人・国立病院機構及びがん診療連携拠点病院におけるがんの診断・治療に係る高度医療機器の整備を促進すること。
- 3 がん患者支援活動に取り組んでいる人を対象とした研修プログラムの開発を行い、研修会を開催するなど、患者会等が行っている患者支援活動に対する支援策を講ずること。
- 4 がん治療に係る新薬の開発、未承認薬の承認、承認薬の保険適用拡大を一層迅速に進めること。

【現状と課題】

- 日本におけるがん専門医の必要数は2万人とも言われているが、特にがん薬物療法や放射線療法の専門医は圧倒的に不足している。各種学会等における認定医・専門医制度も開始されたばかりであり、専門医の養成は急務である。
- 抗がん剤の承認については、世界的に標準薬として認知されている抗がん剤が、我が国においては未承認であったり、保険適用外となっているものもあり、効果的な抗がん剤治療を行う際の障害となっている。

【本県の取り組み状況・方針】

- 島根県においては、平成18年9月に全国初となる「(島根県)がん対策推進条例」が制定されている。県はがん対策基本法及び本条例の趣旨に沿って、がん予防の推進、緩和ケアの推進、患者支援を重点施策とする「島根県がん対策推進計画」を本年3月に策定し、計画の推進に取り組んでいる。
- がん拠点病院間での医療連携・役割分担を推進するため、平成17年6月に県内の拠点病院(6病院)の参加による「がん診療ネットワーク協議会」を既に設置している。今後、役割分担に沿った各拠点病院での機能強化を進めるためにも、効果的な拠点病院の高度医療機器整備の充実が求められる。
- 県内においては、計19カ所に「がんサロン」が開設されており、がん患者同士が自らの療養体験を語り合うことなどにより、患者が他の患者を支援する取り組みが県内各地で積極的に進められている。

【 提案・要望の効果 】

- がん薬物療法や放射線療法に精通するがん専門スタッフの養成が進むことにより、がん治療水準の向上が期待できる。
- がんの診断・治療に係る高額医療機器整備が推進されることにより、県内におけるがんの放射線診断・治療に係る役割分担が確立できる。
- 患者会等の活動に対する支援策が講じられ、患者支援の取り組みが強化されることにより、患者の療養生活における質の向上（QOLの向上）に寄与する。
- がんに係る新薬の開発や未承認薬の承認が促進されることにより、より効果が高くかつ副作用も少ないがん薬物療法が実施できるようになる。